

別紙1

用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

No.	用語	定義
1	本事業	淵野辺駅南口周辺まちづくり事業（鹿沼公園・複合施設整備運営）
2	事業契約	PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本市と事業者との間で締結する契約
3	事業者	本事業を実施する者（落札者が設立する本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社）
4	構成企業	事業者に対して出資し、事業者から業務を受託又は請け負う法人
5	協力企業	事業者に対して出資せず、事業者から業務を受託又は請け負う法人
6	まちづくりビジョン	「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～」(令和 5 年 3 月策定)
7	まちづくりプラン	「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～」(令和 7 年 3 月策定)
8	複合施設	既存施設である「図書館・視聴覚ライブラリー」、「大野北公民館」、「大野北まちづくりセンター」、「青少年学習センター」、「あさひ児童館」、「さがみはら国際交流ラウンジ」の 6 施設を集約・複合化した施設
9	災害等	地震、風水害、感染症等の流行その他の災害
10	さがみはら津久井産材	相模原市内で生産された木材で、さがみはら津久井産材利用拡大協議会から「さがみはら津久井産材流通確認証」が発行されたもの
11	S ネット	さがみはらネットワークシステム(相模原市公共施設予約システム)
12	点検	建築物や設備の機能及び劣化の状態を日常的に調べること
13	定期点検	必要な資格又は特別な専門知識を有する者が定期的に行う点検

No.	用語	定義
14	保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持するために行う消耗品又は材料の取り換え、注油、汚れや埃の除去、部品の調整等の日常的な軽微な作業
15	予防保全	建築物や設備の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行うこと
16	修繕	建築物や設備の劣化した部分又は機能が低下した部分を原状又は実用上支障を来すことのない状態まで回復させること
17	更新	建築物や設備の劣化した部分又は機能が低下した部分を新しいものに取り換えること
18	中規模改修工事	建築物等の機能・性能を新築時（初期）の状態に戻す（機能回復）ため、原則として建築後、おおむね 20 年経過及び 60 年経過を目安に実施する工事
19	長寿命化改修工事	建築物等の機能・性能を新築時（初期）の状態に戻す（機能回復）ことに加え、新たな時代のニーズに対応（機能向上）するため、原則として建築後、おおむね 40 年経過を目安に実施する工事
20	日常清掃	快適かつ安全な環境を保つための日常的な清掃作業
21	定期清掃	日常清掃では落としきれない汚れを落とすための定期的な清掃作業、定期的なメンテナンスが必要な場所の清掃作業
22	特殊清掃	日常清掃や定期清掃では落としきれない汚れを落とすための大規模な清掃作業
23	青少年	おおむね 30 歳未満の者
24	自主事業	本要求水準書において求める業務のほか、事業者の任意提案により実施できる事業
25	事業者提案施設	本要求水準書において整備を求める各施設のほか、事業者の任意提案により整備できる施設